

同和対策審議会

同和問題の解決に向けた総合的な施策の検討や、同和事業対象地域に関する社会的経済的諸問題の解決のための重要課題について、調査、審議を願う機関として、このほど甲賀市同和対策審議会を設置しました。委員の皆さんには今後2年間、当市行政の重要な柱である人権同和施策について、ご審議いただきます。

委員の皆さん (敬称略)														
委員											会長			
副会長											委員			
三好隆益	浅野廣司	洞昌代	瀨古彰司	小倉千三枝	平尾照子	伊藤忠雄	安井光夫	豊田いづみ	岡本志栄	中辻勉弘	前川正則	古林正幸	坂本正幸	西村泰雄

【問い合わせ】
 人権政策課 ☎ 65-0694 FAX 63-4087



えせ同和行為には **NO** を

市内の事業所や個人に対して「えせ同和行為」が発生しています。正しい理解と対処で「えせ同和行為」を排除しましょう。

「えせ同和行為」とは

「同和問題はこわい問題であり、かかわりたくない。」という人々の誤った意識に乘じ、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖をつけて図書等物品購入、下請けへの参加や寄付金・賛助金の強要など、**同和問題を口実にして、会社・個人などに「ゆすり」「たかり」等といった不当な利益や義務の無いことを求める行為**を指します。



あたかも差別解消運動であるかのように見せかけて行われることが多いため、同和地区の人々や同和問題の解決に真剣に取り組んでいる民間運動団体に対するイメージを損ね、ひいては同和問題に対する誤った意識を植え付け、これまで国や地方自治体、民間団体が努力して行ってきた長年にわたる啓発の効果を一挙に覆す許されない行為です。

9月の同和問題啓発強調月間には、市内の高校生をはじめ、多くの皆さんから132点の人権啓発標語の応募をいただきました。優秀作品は人権カレンダーなどに掲載させていただきます。

排除すべきは「行為」

排除すべき対象は、同和問題を口実にして個人や会社、官公署などに不当な利益や義務の無いことを要求する「行為」です。
 この場合、それらの行為自体が問題となるのであり、行為を行うものがいかなる団体に所属しているかということは問題ではありません。

要求を受けたら「断固として拒否」してください

- 不当な要求は、**き然たる態度で断固拒否**しましょう。
- えせ同和行為者は刑事事件になることを恐れています。激しい言葉があっても暴力行為に及ぶことはまずありません。恐れず、おびえず、あわてず、ゆっくりと丁寧に対応しましょう。
- 最初に相手にすきを見せたり、脈ありと思わせてはいけません。
- その場しのぎに安易に金銭などで妥協してはいけません。その後、手を替え、品を替え、何度も要求されることとなります。
- 具体的な要求を受けたときには警察(暴力追放運動推進センター)、弁護士会、法務局等へ相談しましょう。

【問い合わせ】 労政課 ☎ 65-0710 FAX 63-4087
 人権教育課 ☎ 86-8024 FAX 86-8380